

なんくるコール利用規約 総則

第1条（規約の適用）

1. この規約は、琉球Area(以下「当社」という)が提供する「なんくるコール」（以下「本サービス」という）の提供及びその利用に関する規約（以下「利用規約」という）を定めるものです。
2. 利用規約は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、利用規約に定める事項は、経済情勢その他諸般の事情の変化その他相当の事由があると認められる場合は、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
3. 前項による利用規約の変更は、変更後の利用規定の内容を、当社ホームページ、その他相当の方法で公表し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
4. 利用者は、利用規約の内容に同意したうえで本サービスへの入会を行ったものとし、会員規約の内容に同意したうえで本サービスの利用をするものとします。

第2条（定義）

1. 「利用者」とは、利用者が居住する住居を管理する不動産会社等（以下「不動産会社」という）が指定をし、当社が利用を承諾した者(個人)を言います。なお、当社の承認は不動産会社から利用者の個人情報等を受領することにより行うこととします。また、利用規約の利用者への明示は不動産会社が行います。
2. 「サービス対象物件」とは、利用者が本サービスの提供を受ける住居として不動産会社が指定した住居をいいます。サービス対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲（但し、何れの形態においても本サービスを受けられるのは専有部室内に限る）を問いません。
3. 利用者には「個人利用者」と「法人利用者」があります。「法人利用者」は、法人が本サービスの対象物件を社宅等として利用することを目的に当社へ法人名義で本サービスの申込み（1社宅1室につき1申込み）を行い、当該法人の役員・従業員・その他の使用人等（個人）が本サービス対象物件に入居する場合に限ります。「法人利用者」はあらかじめ不動産会社から指定があり、当社が利用を承諾した者（個人）（以下「サービス対象者」という）に限ります。

第3条（本サービスの利用及び種類）

1. 利用者は、利用規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
2. サービス対象者も利用者と同様に本サービスを利用できるものとします。但し、利用規約又は諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 利用者は、サービス対象者が本サービスを利用する場合においては、サービス対象者に利用規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。
4. 利用者及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、当社が必要と判断する利用者本人又はサービス対象者の個人情報（名前、生年月日等）の提示(告知)、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書（但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること）の提示が必要です。
5. 本サービスの個々の内容、利用方法や利用時間等は、不動産会社が紹介します。

第4条（譲渡禁止）

利用者は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第5条（本サービスの利用料金）

1. 利用者は、本サービスの利用にかかる不動産会社所定の金額を不動産会社に支払うこととします。
2. 利用者が前項の不動産会社への支払いを滞っている期間は、本サービスは受けられません。

第6条（本サービス有効期間）

1. 本サービスの有効期間は、不動産会社が指定した日をもって開始し、不動産会社が指定した日をもって終了します。
2. 利用者が居住している住居がサービス対象物件でなくなった場合はその日をもって、本サービス有効期間は終了します。

第7条（登録情報変更の届出）

1. 利用者は、連絡先等当社又は不動産会社に届出している内容（以下「登録情報」という変更があった場合は、当社所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。
2. 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などによる登録情報の不備で、利用者が不利益を被ったとしても、当社は如何なる責任も一切負いません。
3. 利用者は、登録情報に変更がある場合にその届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

第8条（利用者資格の取消）

1. 利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者へ通知・承諾なく、利用者資格を取り消すことができるものとします。
 - 1.1. 当社又は不動産会社に虚偽の申告をした場合
 - 1.2. 利用規約又は諸規定等に違反した場合
 - 1.3. 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で本サービス業務に支障をきたした場合
 - 1.4. その他、当社が利用者として不適格と判断した場合

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は現在、次のいずれにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 1.1. 暴力団
 - 1.2. 暴力団員
 - 1.3. 暴力団準構成員
 - 1.4. 暴力団関係企業
 - 1.5. 総会屋等
 - 1.6. 社会運動等標ぼうゴロ
 - 1.7. 特殊知能暴力集団等
 - 1.8. その他1.1～1.7に準ずるもの。
2. 利用者が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は利用者に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、利用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。
3. 当社は利用者が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、利用規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、利用者は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。また、サービス開始後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合には、利用者は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに利用者資格を取り消すものとし、且つその場合当社に生じた損害を利用者が賠償するものとします。

第10条（個人情報の収集・保有・利用について）

1. 当社は、利用者の個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。なお、個人情報のお問合せ先の詳細については、当社のホームページ（プライバシーポリシー）をご確認ください。
2.
 - （1）当社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た利用者の個人情報（以下「個人情報」という）について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。
 - （2）利用者は、当社が以下の利用者等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。サービス対象物件入居日又は本サービス開始日、利用者の氏名、性別、年齢、生年

月日、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、職業、家族構成、ペットの保有の有無、車の保有の有無、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（利用者）と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。

- (3) 利用者は、当社が本サービスの利用者への提供にあたり、以下の利用者の個人情報を提供会社に提供することにあらかじめ同意するものとします。サービス対象物件入居日又は本サービス開始日、利用者の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、職業、家族構成、ペットの保有の有無、車の保有の有無、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（利用者）と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。
- (4) 利用者は、当社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。
1. 本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、もしくは改善等に役だてるための各種アンケートの実施
 2. 本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります、この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社（以下「提供会社」という）への利用者等の個人情報の提供
 3. 個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
 4. 本サービスの運営維持のため、又は当社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき
 5. 申込承認作業および本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
 6. 本サービスに関する情報を通知するため
 7. 当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
 8. 本サービスの本来的・付随的な機能・サービス等の提供又は利用者の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合
 9. その他、当社が利用者のために必要と適正理由によって判断したとき
- (5) 当社は、利用者又はその代理人から、利用者の個人上の利用目的の通知を求められた場合又は利用者の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。
- (6) 当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。
- (7) 利用者より提供があり当社が取得した個人情報は、利用者の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第11条（免責）

1. 当社は、利用者が本サービスの利用によって生じた利用者の損害（他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む）等について、当社に故意・重大過失がある場合を除き、如何なる責任も一切負いません。
2. 利用者がその利用期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等に関する場合も前項と同様とします。
3. 本条第1項及び前項の規定にかかわらず、当社の重過失によって生じた損害であっても、利用規約の違反等、利用者の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、当社はその責めを免れるものとします。
4. 利用者は本サービス利用の際、電話、携帯電話などの機種や諸設定が適応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や利用者側の何らかの不具合によって、本サービスが正しく機能しない場合、当社はその責めを免れるものとします。
5. 情報の利用について、これを利用者に強制するものではなく、利用した責任は利用者に帰属す

るものとします。

6. 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否または中止する場合があります。

第12条（内容の変更・サービス提供の中止）

1. 当社は、目的の遂行に必要な場合又はその他必要に応じて、利用者の承諾又は利用者への事前通知なく内容を変更し、サービスの提供の一部又は全部を中止できるものとします。また以下の場合には本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - （1）天災地変（火災、地震、風水害、落雷、公害、塩害等を含むがこれらに限れない）、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他の不可抗力
 - （2）システム障害・停電
 - （3）本サービスに係わるシステムの定期的又は緊急に行う保守・点検
 - （4）その他予測できない事態

第13条（分離可能性）

1. 利用規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、利用規約の残りの規定または残りの部分はその影響を受けず有効とします。

第14条（管轄裁判所）

1. 利用規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴額に応じて、沖縄簡易裁判所又は那覇地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。

なんくるコール

第15条（駆付サービス）

1. 利用者は、次の各号のトラブルが生じたとき本サービス専用電話番号を利用し24時間365日緊急駆付のサービス（以下「駆付サービス」という）を依頼することができます。なお、地域やご依頼の作業内容、天候状況によっては当社サービススタッフがすぐに出動できない場合や、サービス対象物件へ到着するまでに時間を要する場合がありますことを予めご承諾いただきます。
 - 1.1. 鍵の紛失又は故障等、鍵のトラブル
 - 1.2. 水まわりのトラブル
 - 1.3. ガラスの破損トラブル
 - 1.4. 建具のトラブル
 - 1.5. 電気・ガスのトラブル
2. 前項のトラブルが生じたときの対応言語は、原則として日本語です。
3. 駆付サービスの緊急対応の定義は次の通りとします。
 - （1）初期駆付対応を「一次駆付」作業という（60分以内の部品代を除く作業代は無料）
 - （2）部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度の訪問及び作業を「二次駆付」作業といい、その費用は利用者負担とする。
 - （3）60分以内の作業であっても、玄関鍵の特殊開錠作業や部品交換を要する作業、破錠を要する作業または訪問する当社サービススタッフ人数が2人以上の場合を「二次駆付」作業といい、その費用は会員が負担するものとします。なお、破錠を行う場合は会員は賃貸人又は賃貸代理人(管理会社)の承認を得たうえで当社にサービスを依頼するものとします。
4. 駆付サービス（特に玄関鍵の開錠）を利用者が受ける場合、次の提示が必要となります。
 - （1）自動車運転免許、又は顔写真付きの公的機関発行の証明書（但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること）
 - （2）契約者本人のみに提供するサービスとなります。
 - （3）緊急時に関しては警察の立会いのもと対応する場合があります。

5. [宿泊補助金サービス]

鍵の紛失又は故障等、鍵のトラブルにおいての駆付サービス時に、開錠が出来なかったことにより有料宿泊施設を利用した場合、発生した宿泊基本料金のうち補助金として、最大5,000円までを給付致します。

(1) 給付条件

- ①宿泊補助金は、サービス対象物件に居住した期間1年に1回までのサービスであること（2回目以降の利用は、前回利用から1年以上経過していること）
- ②利用宿泊施設の宛名、日付入りの領収書を、利用宿泊施設の退室手続き(チェックアウト)を行った翌日から5日以内に当社へ提出すること
- ③当社所定の補助金申請用紙を、利用宿泊施設の退室手続き(チェックアウト)を行った翌日から5日以内に当社へ提出すること
- ④当社サービススタッフが一次駆付を行った場合
- ⑤当社が適切と判断すべき合理的理由があること

(2) 当社が、宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社は利用者本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに宿泊補助金をお振込み致します。

6. [ガラス交換サービス]

ガラスの破損トラブルにおいての駆付サービス時に、ガラス交換等の有料部品交換が発生した場合、当該有料部品交換にかかる費用を最大30,000円分まで当社が負担致します。なお「ガラス交換等」とは、破損したガラスを同等のガラスに交換することをいいます。また、30,000円を超える差額が発生した場合、差額分は、当社が指定する先に利用者が現金にて支払うこととします。

(1) ガラス交換サービス利用条件

- ①当社がガラス交換サービスの対象であると判断した場合
- ②ガラス交換サービスの利用が1年間に1回までであること（2回目以降の利用は、前回利用から1年以上経過していること）
- ③他保険会社等より当該事故による保険金等の支払いがなされないこと（保険会社等から支払いがなされないことを当社が確認するために、利用者が加入している家財保険の契約内容等を、利用者自らお調べの上当社へ必ずお聞かせ下さい）
- ④当社所定の補助金申請用紙を、該当日を含め当社指定先へ5日以内に提出すること
- ⑤本号③、④の確認が当社においてなされていること
- ⑥当社サービススタッフが一次駆付を行った場合
- ⑦当社サービススタッフがガラス交換を行える場合（特殊なガラス等、当社サービススタッフが同等のガラスを用意できない場合は、ガラス交換サービスの対象外となります）

7. 駆付サービスで作業を行った際に当社が必要と判断した場合、当社からサービス対象物件の管理会社とその他関係各社へ当社所定の方法で作業内容等を報告します。また、報告のため現場写真を撮らせていただくことがあります。

第16条（利用料金）

1. 利用者は、駆付サービスを有効期間内において24時間365日専用のフリーダイヤルにて、無料で問い合わせができるものとします。但し、会員規約第15条第1項の場合で、同条第3項（1）に記載する時間を超過したときの作業代金、同条同項（2）及び（3）に記載する部品交換や特殊作業が必要になったときの部品代等や作業代金または訪問する当社サービススタッフ人数が2人以上の作業代金については、会員が実費を負担するものとします。
2. 前項の実費負担分の請求は利用者及びサービス対象者に対して行います。但し、利用者及びサービス対象者が支払いを拒否する、又は、支払いが出来ない状況にある場合には、当社はその請求を利用者のサービス対象物件賃貸借契約上の契約関係者に対して行います。
3. 駆付サービスを受けた後に、二次駆付が必要となった場合、利用者は賃貸人又は賃貸代理人（不動産会社）の承認を得た上で、別途有料（作業料金・部品代）で当社にサービスを依頼することができます。

4. 当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

第17条（除外事項）

次の場合は、駆付サービスの対象外とします。

- （1）建物共有設備におけるトラブル事案の場合
- （2）午後9時以降午前9時までの時間帯における破錠による開錠の場合
- （3）サービス対象物件以外の住宅の作業の場合
- （4）利用者が、利用者規約等に違反した場合
- （5）利用者及びサービス対象者の故意及び重過失に起因するトラブル事案の場合
- （6）風災や火災などの自然災害、悪天候（気温の上昇低下を原因とする事象を含む）暴動等に起因する場合
- （7）その他、当社が不適切と判断した場合

第3章なんくるダイヤル

第18条（目的）

なんくるダイヤル（以下、生活相談ダイヤル）は、利用者の様々なトラブルに関して、必要な手続きの案内や、専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、利用者に対し、情報を提供し、利用者のトラブルの解決をサポートするものとします。

第19条(利用資格)

生活相談ダイヤルは、利用者及びサービス対象者に限り利用できるものとします。

第20条（利用方法）

利用者は、利用規約等に記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活相談ダイヤルを利用するものとします。利用者専用カスタマーセンターの受付時間は24時間年中無休とします。但し、生活相談ダイヤルの提供時間はサービスの種類により異なります。

第21条（サービス内容）

1. 利用者から専用フリーダイヤルにて問合せがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行うものとします。
 - （1）トラブルの解決のために必要となる必要措置等の案内。
 - （2）行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
 - （3）その他、トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 健康・医療相談に関しては、健康・医療・介護・育児・メンタルなどのご相談にて保健指導の範囲でアドバイスを行うものであり、診療・医療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
3. 以下の事項に関しては、サービスの対象外とします。
 - （1）恋愛・信仰など、精神的な価値観に関する事項
 - （2）法令や社会通念に反する事項
 - （3）その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
 - （4）その他、当社が対象外と判断した事項

第22条（生活相談ダイヤルをご利用いただく際のご注意）

1. 利用者は、本サービス有効期間内において、1年間に4回まで問合せを行うことができます。
2. 生活相談ダイヤルによる情報提供後の下記の費用については、利用者の負担になります。
 - （1）書類申請等にかかる費用等
 - （2）弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
 - （3）その他、紛争解決のために発生する費用等

第23条(免責)

1. 生活相談ダイヤルから提供した情報は、利用者がトラブルを解決するための一手段であり、利用者に強制するものではなく、情報の利用についての責任は、利用者本人に帰属するものとします。
2. 当社は、生活相談ダイヤルからの情報に基づき、利用者又は第三者に発生した損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）及びサービスを利用できなかったことにより、利用者又は第三者に発生した損害について、故意又は重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第4章なんくるサービス

第24条(目的)

なんくる安心サービス（以下、生活便利サービス）は、利用者の暮らしに役立つサービスの提供を目的とします。

第25条(利用資格)

生活便利サービスは、利用者及びサービス対象者に限り利用できるものとします。

第26条(利用方法)

利用者は、利用規約等に記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活便利サービスを利用するものとします。利用者専用カスタマーセンターの受付時間は24時間年中無休とします。但し、生活便利サービスの提供時間はサービスの種類により異なります。

第27条(禁止行為)

利用者は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 生活便利サービスを営利目的で利用する行為、生活便利サービスを通じて営利を得る目的の行為
- (2) 利用規約を逸脱する行為及びそれに類する行為
- (3) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- (4) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れがある行為
- (5) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体に不利益又は損害を与える行為、又は与える恐れのある行為
- (6) 政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切と、それに類する行為
- (7) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、又はそれに関連する行為
- (8) 法律に違反する行為又は違反の恐れのある行為
- (9) その他、生活便利サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為

第28条(提供の拒否)

以下の事由に該当した場合、当社は生活便利サービスの提供を拒否することができるものとします。

- (1) 利用者が、利用規約に違反した場合
- (2) 利用者が、前条の禁止行為を行った場合
- (3) 当社が利用者として不適切と判断した場合

第29条(問題解決)

利用者は、提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において提供会社との間で問題解決にあたるものとし、当社は一切責任を負いません。

第5章なんくる安心サポート

第30条(目的)

なんくる安心サポートは、弊社の職員または弊社が委託する者もしくはその職員等(以「社等」といいます。)が、必要に応じて電話もしくは訪問し、当該面会場所等にて利用者と電話および面会を行った上、社員等が利用者から聴取した生活状況等に関する質問を行い、安否確認、お困りごとのご相談を

お受けし、必要時は行政、医療、福祉等に関する情報の提供および連携を行うことを主な内容とするサービスです。

第31条(利用申込み)

申込者は、本規約等の内容を承認した上で、必要事項を記入済みの弊社所定の利用申込書(以下「申込書」といいます。)の弊社への提出その他弊社の別途定める手続に従って本契約の申込みを行うものとします。

第32条(利用方法)

- (1) 社員等は月1回、弊社および利用者が合意した日時(弊社が特に認める場合を除き、平日の午前9時から午後5時の間とします。)に、1回当たり最大30分間を目途として、面会場所等において利用者との面会を行います。ただし、利用者との間で面会の日時を合意できない場合はこの限りではありません。
- (2) 社員等は、面会場所等において利用者と面会を行った際、利用者に対し、その生活状況の確認を目的とする質問等を行います。
- (3) なんくる安心サポートの利用料は、提供開始日から発生するものとし、月額3,000円(税別)とします。なお、本契約が月の途中で終了した場合でも、利用料について日割り計算による返金・精算等は行わないものとします。
契約者は、弊社に対し、弊社の別途指定する場合を除き、毎月、弊社所定の日に、契約者名義の銀行口座からの自動払込みその他弊社の認める方法により、前月分の利用料を支払うものとします。
- (4) 弊社は、契約者が弊社の別途定める手続に従って発行を請求した場合を除き、契約者に対し、利用料に関する請求書および領収書を発行しません。契約者が本サービスの利用料に関する請求書および領収書の発行を請求する場合、弊社に対し、弊社の別途定める時期および方法により、弊社所定の金額の手数料を支払うものとします。

第33条(禁止行為)

利用者は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) なんくる安心サポートを営利目的で利用する行為、なんくる安心サポートを通じて営利を得る目的の行為
- (2) 利用規約を逸脱する行為及びそれに類する行為
- (3) なんくる安心サポートに係わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- (4) なんくる安心サポートに係わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れがある行為
- (5) なんくる安心サポートに係わる個人・法人・団体に不利益又は損害を与える行為、又は与える恐れのある行為
- (6) 政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切と、それに類する行為
- (7) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、又はそれに関連する行為
- (8) 法律に違反する行為又は違反の恐れのある行為
- (9) その他、なんくる安心サポート利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為

第34条(提供の拒否)

以下の事由に該当した場合、当社はなんくる安心サポートの提供を拒否することができるものとします。

- (1) 利用者が、利用規約に違反した場合
- (2) 利用者が、前条の禁止行為を行った場合
- (3) 当社が利用者として不適切と判断した場合

第35条(問題解決)

利用者は、提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において提供会社との間で問題解決にあたるものとし、当社は一切責任を負いません。

第6章再入居費用サポートサービス

第36条（サービス内容）

本サービス有効期間中にサービス対象物件で侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件を侵入盗難被害にあった日から3ヶ月以内に転居する場合、本制度に従って再入居費用として見舞金10万円を給付する制度です。

第37条（再入居費用給付条件）

本制度において、再入居費用（以下「見舞金」という）給付の条件は、以下の通りです。但し、本サービス加入期間が1年未満の場合は給付の対象にはなりません。尚、この制度は、次の全ての要件を満たしている場合に限り給付される制度です。

- （1）サービス対象物件に対する第三者による侵入盗難被害が生じ、3ヶ月以内に当該物件の引越しを完了し、且つ、他の転居先の賃貸借物件との賃貸借契約の締結が完全に完了していること
- （2）侵入盗難被害があった日から3ヶ月以内に、本サービス対象物件の解約手続きが完全に終了していること
- （3）転居先の再入居物件が、当社指定の不動産会社の仲介・斡旋であること
- （4）見舞金の支払いは、1回に限る（2回目以降は対象外）
- （5）当社が適切と判断すべき合理的な理由があること

第38条（除外事由）

次の各号の、いずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。

- （1）利用者の不在中に施錠されていなかった場合の侵入盗難被害、及び利用者の故意又は重過失による侵入盗難被害、その他利用者の犯罪行為や利用者の闘争行為による侵入盗難被害
- （2）室外ベランダにおける盗難被害
- （3）利用者及び利用者の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人、その他、サービス対象物件に出入りすることが可能な者が加担した行為による侵入盗難被害
- （4）利用者及び利用者の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人、その他サービス対象物件に出入りすることが可能な者が在宅中の侵入盗難被害
- （5）戦争その他の変乱による侵入盗難被害
- （6）地震、噴火、風水雪災害、その他の天災の影響のもとでの侵入盗難被害
- （7）核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの侵入盗難被害
- （8）前号以外の放射線照射又は放射能汚染による侵入盗難被害
- （9）盗難の被害が無かった場合
- （10）警察に速やかに届出をしていない場合
- （11）侵入盗難被害が発生した日から数えて6日以上、当社に報告しなかった場合
- （12）転居先の再入居住宅物件の「仲介・斡旋不動産業者」が当社指定の不動産会社以外の場合
- （13）利用者が、利用規約等に違反した場合
- （14）その他、当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

第39条（見舞金請求の受付及び支払い）

利用者は事故が発生した場合、5日以内に以下の各項の事項を当社に報告し、当社所定の申請をしなければいけません。また、当社は、見舞金請求の受付業務及び侵入盗難対象事故の調査業務を行います。

- （1）当社の事故報告受付時の確認事項
 - ① 住所、氏名、電話番号、性別
 - ② 被害発生の日時と詳細な状況
 - ③ 公的機関が発行する事故証明書の有無
- （2）当社に対して見舞金請求を行う場合、利用者は次の資料を添付しなければいけません。
 - ① 警察署が発行する侵入盗難事故証明書、事故受理番号

- ②当社所定の事故発生報告書
- ③盗難に遭った家財等の被害額を証する書類
- ④被害状況現場の写真
- ⑤利用者の本人名義の金融機関口座番号等の情報
- ⑥転居先の賃貸借契約書の写し
- ⑦その他、当社が必要と認める書類

- 3. 当社が、再入居費用サポートサービスの対象事故であると判断したときは、当社は利用者本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに見舞金をお振込み致します。

附則本規約は、2024年7月1日から実施します。